

会員規程

- 第1条 [目的] 本規程は、日本手話学会会則(以下会則)第6条~第10条に基づいて、会員に関わる事項について定めるものである。
- 第2条 [入会金] 入会金は設けない。
- 第3条 [会費] 会則第8条に定める会費は以下の通りとする
- ① 一般会員 10,000 円
 - ② 学生会員 5,000 円
 - ③ 賛助会員 50,000 円
- 2 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 3 ニュースレターの郵送を希望するものは、会費とは別にニュースレター郵送料 2000 円を支払わねばならない。但し名誉会員はこの限りではない。
- 第4条 [登録抹消] 次年度も継続して会員になる場合は、その年の6月までに会費を支払わねばならない。**6月末**を過ぎても支払いがなかった場合は、事務局より会員継続の意志確認をし、**7月末**を過ぎても意志の表明なしおよび継続の意志なしと認められた場合は会員登録の抹消をする。
- 第5条 [再入会] 再入会しようとする個人および団体は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、会費滞納を事由として会員登録抹消を受けた個人及び団体は、未納分(1年分)を納めなければならない。なお、再入会が承認された個人・団体は会員登録抹消を受けた年度の会員の権利を請求できないものとする。
- 第6条 [会員権利] 会員は以下の権利を有する
- ① 会則第5条の定めにより開催される各種行事への参加、および、これらでの発表
 - ② 会則第5条の定めにより刊行される機関誌への投稿、および、当該年度に発行された機関誌の取得。

- ③ 会則第 5 条の定めにより行われる各種事業への参加
- ④ 学会の運営するメーリングリストへの参加
- ⑤ 会則第 13 条の定める役員選挙への選挙権・被選挙権の行使

第 7 条 [名誉会員] 理事会は、下記の各項の一つ以上を満たす満 65 才以上の該当者のある場合には、総会に理由を付して名誉会員候補者として推薦することができる。

- ① 会長経験者
- ② 本学会の役員として、長期にわたり学会の発展に特に功績のあった者
- ③ 手話学または関連分野における功績により、名誉ある受章を授けられた者

2 推薦された者は、総会での承認を経て名誉会員となる。

- ① 名誉会員は本会会費、大会参加費、及び本会関連企画参加費を免除する。

第 8 条 [変更] 本規程の変更は総会の議決を経なければならない。

本細則は 2009 年 11 月 1 日より施行する。

本細則は 2010 年 12 月 13 日より施行する。

本規程は 2013 年 10 月 26 日より改正施行する。